

日常生活自立支援事業 「あんしんサポートセンター」で 行っているサービスを教えて。



Q どのような人が利用できるの？

A 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで日常生活上の判断に不安のある方で、同時に本事業の契約の内容についてご理解いただける程度の判断能力をお持ちの方が対象です。
ホームヘルプサービスや配食サービスといった福祉サービスの利用、その他日常生活上のさまざまな契約をするときに、自分ひとりで判断するには不安がある、預貯金の出し入れや日常生活に必要な公共料金などの支払いがわからないといったことでお困りの方は是非ご相談ください。

- ※ 認知症の診断を受けていない方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方も利用できます。
- ※ 判断能力に特に課題がなく、身体障がいのみの理由で本事業を希望される場合や、認知症や障がいに起因せず、単に浪費である事を理由として本事業の利用を希望される場合は、対象になりません。

Q サービスの内容は？

A **1.福祉サービスをあんしんして利用できるようにお手伝いします。**

- どのような福祉サービスを受けたいのかの相談、助言、利用手続きのお手伝い。
- 福祉サービスの利用料の支払い。
- 福祉サービスの利用に伴って苦情解決制度を利用する際の手続き。
- 住宅改造、住居の賃貸に関する手続き。
- 日常生活上の消費契約の手続き。
- 住民票の届け出や印鑑登録などの行政手続き。
- ※ 身元引受人や保証人になることはできません。

2.毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします。

- 年金、福祉手当の受け取りに必要な手続き。
- 医療費や税金、社会保険、ガスや水道料金などの公共料金の支払い。
- 生活費に必要な預貯金の預け入れ、払い戻し、解約の手続き。
- ※ 債務整理や生活全般における監督指導はサービスの範囲ではありません。

3.大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。

- 預金通帳や印鑑などを責任をもってお預かりします。
また、普段は出し入れしないような大切な書類(年金証書・権利証・保険証書など)も、必要に応じてお預かりします。
- ※ 宝石、書画、骨董品、貴金属や有価証券などは預かることができません。



Q 利用するためにはどうしたらいいの？

A 利用を希望される場合は、お近くの市町村社会福祉協議会にご相談ください。
相談を受け付けると、市町村社会福祉協議会の「専門員」が詳しいお話を伺います。そのうえで、あなたのまちの「生活支援員」が契約の内容に沿ってお手伝いします。

専門員・・・初期相談、支援計画策定、契約締結業務、利用者の状況把握など
生活支援員・・・支援計画に基づく具体的援助など

Q 利用料は必要なの？

A 専門員による相談、ご自宅への訪問などは無料ですが、契約後の生活支援員のお手伝いは、利用料が必要です。

1回1時間まで1,400円

(サービス提供に必要な移動時間についても利用料の対象となります。)

1時間を超える場合は、それ以降**30分までごとに700円**をいただきます。その他、生活支援員の交通費が必要です。

書類等の預かりサービスを利用される際には、貸金庫の利用料が必要な場合があります。

生活保護を受けている方の利用料は、貸金庫の利用料を除いて無料です。

成年後見制度の利用を支援します

日常生活自立支援事業は、ご本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる方と市町村社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。

障がいなどにより、ご本人に社会福祉協議会と契約できるだけの判断能力がなくなった場合には、この事業以外でご本人にふさわしい援助につないだり、「成年後見制度」の利用を支援します。

成年後見制度とは、精神上の障がいによって判断能力が十分でない方(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など)を保護するための制度です。判断能力の程度により、「後見」「後見」「補助」の3タイプがあり、家庭裁判所の審判により決定・開始される「法定後見」と本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。

サービス開始までの流れ

